

令和4年度公的介護施設整備事業計画書作成要領

地域密着型サービス事業者の指定は、市町村長が事業者の申請にもとづいて、サービスの種類と事業所ごとに行います。

日田市では、居住系サービス以外の地域密着型サービスの指定申請の受付期間を設定していますが、第8期高齢者保健福祉計画（令和3年度～令和5年度）の策定に伴い「小規模（看護小規模）多機能型居宅介護サービス」の事業計画の受付を行います。

なお、採択された計画については、事業者と市が施設整備や指定申請について協議し、サービスの種類によっては、補助事業を実施できる場合があります。

施設整備事業の予定がある事業者は、次により公的介護施設整備事業計画書（以下「事業計画書」という。）を作成し提出してください。

1. 事業計画の施設の種類及び予定地等

(1) 小規模（看護小規模）多機能型居宅介護事業所

①事業計画の施設

小規模（看護小規模）多機能型居宅介護事業所（登録定員29人以内）

②事業予定地の要件

住宅地の中にあること又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域。

※現在、指定事業所の少ない圏域及び指定事業所の無い地域を優先します。

③事業開始予定年月日

令和5年度事業であるため、令和5年9月以降の工事着手となり、各年度内に完成後、速やかに事業所指定を受けサービスを開始すること。

④施設整備費補助金

医療介護提供体制改革推進交付金又は介護サービス基盤整備事業交付金を財源として、今後33,600千円を[※]予算計上する予定です。市の補助金は、その財源があることが前提であり、国等の交付金等が得られることを条件とします。

※補助単価については変更となる可能性があります。

2. 計画事業者の要件

以下の(1)～(4)の要件を全て満たすこと。また、(5)、(6)については、該当する事業所・施設の要件を満たすこと。

(1) 申請者は、法人であること。 ※これから法人を設立予定のものを含む

・小規模（看護小規模）多機能型居宅介護事業所

「老人福祉法」5条の2・5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業または同法5条の2・7項の複合型サービス福祉事業として同14条の規定にもとづく届出が必要。

(2) 整備用地が、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域の外にあること。

(3) 整備用地が、法令等に基づく建築規制解除や開発許可等が見込まれる用地であること。

- (4) 建築基準法、消防法、老人福祉法及び介護保険法等の関係法令を遵守すること。
- (5) 小規模（看護小規模）多機能型居宅介護事業所の代表者は、特別養護老人ホーム等の従業員もしくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験、または保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験を有し、必要な研修（認知症対応型サービス事業開設者研修）を修了している者であること。

管理者は、常勤専従（管理上支障がない場合は、事業所・併設施設等の職務に従事可能）であって、特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンター・介護老人保健施設・小規模多機能型居宅介護事業所等の従業員または訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験があり、必要な研修（認知症介護実践者研修・認知症対応型サービス事業管理者研修）を修了している者であること。

介護支援専門員は、居宅サービス計画・小規模（看護小規模）多機能型居宅介護計画の作成に専従（非常勤可、支障がない場合は、事業所・併設施設等の他の職務に従事可能）であって、必要な研修（認知症介護実践者研修・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修）を修了している者であること。

※制度改正等に応じて、要件を追加する場合があります。

3. 事業計画書受付等の期間

- | | |
|------------------|------------------------------|
| ① 事業計画書作成要領の配布期間 | 令和4年 5月25日から |
| ② 事業計画書受付期間 | 令和4年 5月25日から
令和4年 8月24日まで |

4. 事業計画書の受付方法

日田市役所長寿福祉課に持参することにより受付し、随時ヒアリングを実施します。

5. 事業計画書採択の基準

採択の基準については、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を満たすとともに、日田市地域密着型サービスに関する運営委員会の意見を踏まえ次の項目により審査します。

- (1) 法人の経営理念に沿った、当該事業の運営方針及び考え方
- (2) 第8期日田市高齢者保健福祉計画との整合性
- (3) 地域密着型サービス等の事業実績
- (4) 事業用地確保等の事業の確実性等
- (5) 地域住民の理解・支援・協力体制
- (6) 事業に係る財源の確保・調達方法及びホテルコスト等適正な利用料金に対する考え方
- (7) 事業を運営するために必要な組織・人材の準備状況

※ 審査の結果によりすべての事業計画が高齢者保健福祉計画の目的を達成できないと判断した場合は、採択を行わないことがあります。その場合、再度受付期間を定めることとします。

6. 提出する書類

- ・公的介護施設等整備事業計画に添付する書類は、別添「提出書類一覧表」のとおりで各2部とします。
- ・提出書類については、事業者においても控えを保管して下さい。
- ・提出期間終了後は、法人の都合による計画の変更は認めません。なお、市が必要と判断した場合には、市から書類の追加、補正を求めることがあります。

7. 提出に当たっての留意点

(1) 重複計画の禁止

1 事業者の計画は1つとし、別のグループ構成団体一員として提出することはできません。

(2) 虚偽の記載をした場合

計画者が提出された書類に虚偽の記載をした場合は、計画を無効といたします。

(3) 費用負担

事業計画書作成に関し必要な費用は、事業者の負担とします。

(4) 計画の取下げ

事業計画書を提出した後に、計画を取りやめる場合は、計画中止届（任意様式）を提出して下さい。

(5) 採択後の取扱い

今回採択された事業者については、その時点での関係法令、通知、指導要綱等を基にして、より詳細な事業計画を作成し、「日田市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」により市の指定サービス事業者となるよう事前協議を行います。

なお、採択後において重大な不備のあることが判明した場合には、整備すべき事業として認めない場合があります。各種法令等の改正によって、事業計画や補助金額等が変更になる場合があります。その際には、改正になった法令等を基にして事業を進めていただきます。

(6) 事業に必要とされる関係法令等の遵守

事業者は、事業を実施するに当たって、必要とされる関係法令、関係条例等を遵守して下さい。

【参考】

● 省令等

- 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）

● 解釈通知等

- 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号、老振発第 0331004 号、老老発第 0331017 号）
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 031005 号、老振発第 031005 号、老老発第 0331018 号）

8. 事業計画書等の提出並びに問い合わせ先

日田市福祉保健部長寿福祉課介護保険係（市役所本庁舎 1 階）

電 話 0 9 7 3 - 2 2 - 8 2 6 4

F A X 0 9 7 3 - 2 2 - 8 2 5 8

提出書類一覧表

	書類の名称	提出に当たっての注意事項
①	公的介護施設整備事業計画書	併設の施設を整備する場合は、その施設についても記載すること。
②	法人の経営理念及び事業所の運営方針	1枚に限らず、数枚になることも可。
③	事業所にかかる組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の組織体制がわかる書面を添付。(任意様式) ・従業者が他の業務を兼務する場合、職種、割合等記載。 ・法人全体の兼務関係を記載。 ・職員採用の考え方。 ・職員資質向上のための研修等について。
④	事業所の代表者(予定者)の経歴書	様式1
⑤	事業所の管理者(予定者)の経歴書	
⑥	建設用地の確保が確認できる書類	
	敷地一覧	様式2
	事業予定地の位置図	住宅地図等の写しに、事業予定地の位置・形状・範囲等が確認できるように示したもの。
	事業予定地の登記簿謄本	事業予定地に係る全ての地番の登記簿謄本又は登記事項証明書(全部事項)を提出して下さい。正本はコピー不可。
	事業予定地の公図の写し	公図の写しに、事業予定地の位置・形状・範囲等が確認できるもの。
⑦	建物の配置図・平面図	概略がわかるもの。
⑧	法人登記簿謄本・定款又は寄付行為の写し・役員名簿	<p>正本はコピー不可。</p> <p>法人を新たに設立する予定である場合には法人設立計画書等。</p>
⑨	法人決算書の写し	直近の2事業年度分を提出すること。
⑩	預金残高証明書	令和4年3月末以降の残高が確認できる書類を提出すること。正本はコピー不可。
⑪	資金計画書	(任意様式)
⑫	既存借入の償還計画書	現在法人として借入がある場合は、すべての借入について提出すること。
⑬	収支計画書(事業所及び法人全体に係る収支計画書)	<p>施設開所初年度から3カ年度分を作成すること。</p> <p>(任意様式)</p>
⑭	その他説明資料	事業主体でヒアリングを受ける際、特に必要な書類。